

テーマ	第3回あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会について
日時	2020年3月27日(金) 10時30分～12時30分
場所	名古屋都市センター特別会議室

上田室長 ただいまより、第3回あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会を開催させていただきます。本日の司会を務めます名古屋市観光文化交流局文化振興室長の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まずはじめに、昨今の新型コロナウイルスへの対策状況でございますが、お集まりの皆さま方には、消毒液による手指の消毒のお願いをしております。本日開催の会議室につきましても、大変恐縮ですが、窓が開放できない構造になっておりますが、代わりといたしまして、前後の出入口を開放した状態で進めさせていただきたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。また、各委員様の距離につきましても、間隔を広く、2m以上程度取っております。また、委員の皆さまとマスク席につきましても、できる限り間隔を設けさせていただいております。また合わせて、各委員様の発言に使用するマイクにつきましても、共有することなく、一人一本の対応をさせていただいたところがございます。ご理解いただきたいと思います。さて、本日ご出席いただいております委員の皆さまのご紹介につきましては、本日お配りの資料に代えさせていただきたいと存じますので、よろしくご参照いただきたいと思います。また、本日オブザーバーといたしまして、名古屋市長河村たかしと、名古屋市法制アドバイザーの北口雅章弁護士が同席をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ここからは山本座長に進行をお願いしたいと存じます。山本座長よろしくお願いいたします。

山本座長 座長の山本です。おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆さま方も、東京も結構新型コロナウイルスが大変なことになっていますが、結構名古屋も感染者数が多いので、どうか気を付けてください。それでは、まず、これまでの議論を踏まえまして、私が報告書の案を用意してまいりました。これを事務局から読み上げていただきたいと思います。時々、各段落というか、1.2.3の各段落が終わった頃に止めていただいて、そこでちょっと簡単に説明したいと思います。ではよろしくお願いいたします。

事務局 名古屋市文化振興室企画事業係長の山田でございます。報告書の案を読み上げます。1.当委員会の任務の範囲。当委員会の任務は、その設置要綱にある通り、あいちトリエンナーレ2019について、「名古屋市が負担することが適切な費用の範囲について検討する」とともに、「次年度以降の名古屋市のあいちトリエンナーレへの関わり方について検討する」ことである。その背景として、あいちトリエンナーレ2019の展示等の中で、とりわけ「表現の不自由展・その後」が大きな問題となったことが挙げられる。これを契機に、愛知県に「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会（その後、「あいちトリエンナーレのあり方検討委員会」に名称変更された模様。）」が設置された。そして約4ヶ月余りの作業を経てその検証事案の確認、開催時の状況、事実関係の整理及び検証結果等が「『表現の不自由展・その後』に関する調査報告書」（以下「県委員会報告書」という。）として取りまとめられ、昨年12月26日に開催された「あいちトリエンナーレ実行委員会（以下単に「実行委員会」という。）」運営会議に提出された。その作成の過程では、数多くの関係者からヒアリングし、かつ相当の時間と労力を費やしたものと承知している。従って、当検証委員会としては、そうした作業を改めて行うものではない。

むしろ、必要に応じてその成果を適宜引用しつつ、あくまでも上述の設置要綱に定められた任務の範囲内で検討を行うものである。

山本座長 では、そこでいったん止めていただいて、これは、最初は「表現の不自由展・その後」に関する色々な問題がありましたわけですから、その評価等は必要なかと思っていたわけですが、それについては、すでに県の委員会がある程度のことをおまとめになっているので、その調査報告書を適宜引用させていただくということと、あとは、そもそもこの委員会の任務が、名古屋市が負担する適切な費用の範囲の検討と、次年度以降の関わり方ということですから、この2つを判断するに必要な材料のみを検討するということにしたいと思ったわけでございます。では、次をお願いいたします。

事務局 2. 名古屋市の負担金を全額交付する法的義務の存否。そこでまず、名古屋市は、そもそも実行委員会に対して、既に通知した「あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）」に記載した通りに負担金を全額交付すべき債務を負っているか否かを検討する。結論から言うと、交付決定額1億7,102万4千円を全額交付すべき債務はないと考えられる。なぜなら、交付決定通知書に記載した負担金の交付は、実行委員会に対して、3回に分けて各回これだけの金員を支払うつもりであるという意思を一方的に通知したに過ぎないと考えられるからである。もっとも、それにより実行委員会に何らかの財産上の期待が現に生じたのであれば、これを考慮する必要があるものの、そもそも交付決定通知書の中で、3(4)「市長は、負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、負担金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更する場合があります。」という留保条件を付していることから、この条件に当てはまるのであれば、交付されないことが明白なので、そのような無条件の期待権が発生する余地はない。従って、交付するか否かは、専らその留保条件である「事情の変更により特別の必要が生じたとき」の解釈の問題に帰結する。

山本座長 どうもありがとうございました。これも、1億7,100万円余を3回に分けて支払うというのを、名古屋市から実行委員会に対して交付決定通知書というものを発起しているわけですが、ひとつはその性格ですね。私はむしろこれは、実行委員会が自主的に名古屋市と愛知県が作り出す一種の行政機関同士の支払いの予告みたいなものだと考えて、その事情の変更によりという要件を判断すれば良いと思うのですが、ここまでのところで何かご意見ございますでしょうか。中込委員どうでしょうか。

中込委員 この交付決定通知の性質については、今お話のような見方あるいは解釈も十分成り立つと思いますが、私自身が一応この実行委員会というのは、名古屋市あるいは愛知県と人格を同等にして、あいちトリエンナーレを実行するために組織された社団性があるか、それなりに規則を作りやっていますから、ひとつの実態のある団体だとすれば、これに対して要するにそういった負担金を交付するというのは、一種の行政処分性のあるものではないかという考え方も十分あるかなという風に思います。その点については、私自身はそういう解釈の方が良いのかなと思いますが、そこについてはここにお書きになった限り、十分成り立つので、特に異議はございません。

山本座長 ありがとうございます。そこは確かに、そういう行政処分性を突き詰めたらどうなるかというのは、やっぱり法学的な問題なので、そのところは、私はむしろそれは薄くて、行政機関同士の通知のようなものだと考えれば、そういう考え方もあるかなと思って書いたわけですが、すみませんが、そこはひとつの考え方として参照させていただきます。では、お願いいたします。

事務局 3. 実行委員会会長による独断的な運営。名古屋市及び県委員会報告書に基づき、あいちトリエンナーレ 2019 の展示等の中で、とりわけ「表現の不自由展・その後」に関わる実行委員会の運営に関し、問題となる出来事を挙げていくと、次の通りである。（事実1）予め危機管理上重大な事態の発生が想定されたのにもかかわらず、会長代行には知らされず、運営会議が開かれなかったこと。「表現の不自由展・その後」の展示内容（大浦氏の映像作品（以下「天皇肖像画等焼却ビデオ」という。）を除く。）は、昨年6月12日には実行委員会会長たる愛知県知事に提示され、同月20日には会長たる愛知県知事が芸術監督に「少女像は何かかならないのか、やめてくれないか」、「少女像は、実物ではなくパネルにならないのか」、「写真撮影は禁止にできないか」と懸念を伝えたがこれが断られると、更に7月11日には会長たる愛知県知事が事務局に対し、少女像の展示の中止及び写真・SNS写真投稿禁止を再度協議するよう指示したとある（県委員会報告書30頁、68頁、69頁）。その一方、既に5月8日に不自由展実行委員会、芸術監督、事務局で顔合わせを行った際に事務局から警備に関する懸念事項を伝え、同月22日には事務局が管轄警察署へ相談に行き、次いで25日頃には警察のアドバイスを受け展示会場に警備員を配置する具体的検討を開始し、30日には芸術監督、事務局等が警備に関する打ち合わせを行っている（県委員会報告書34頁）。こうした経緯は実行委員会の運営に当たっての危機管理上の重要な事項であることは、言うまでもない。本来であれば、会長代行の名古屋市長はもちろんのこと、他の実行委員会委員に諮った上、民主的に協議を重ねて対処すべき事柄である。ところが、少なくとも会長代行の名古屋市長に5月や6月の時点で全く知らされていないのは、残念ながら事実である。しかも、実行委員会規約第13条第2項(3)は、運営会議は、「その他実行委員会の運営に関する重要な事項」を議決するものと定めるが、この重要な問題を議決する運営会議（その下部組織である第15条の幹事会を含む。以下同じ。）が開かれていない。これは、本件に関する危機管理意識を実行委員会委員その他の関係者の間で共有し、衆智を集めて適切な対応をとる大切な機会を逸したことを意味する重大な痛恨事であると評さざるを得ない。名古屋市としては、早い段階から展示内容を教えてほしいと実行委員会事務局に催促していた。それにもかかわらず、実行委員会事務局から名古屋市に対して展示作品一覧（写真付き）がようやく提出されたのは、展示本番わずか約1週間前の7月22日であった。しかしながら、その写真と説明文は極めて不十分なものであって、これで展示内容を推し測ることはまず不可能に近いものであった。なかでも天皇肖像画等焼却ビデオについては、全く言及がなかった（名古屋市職員の証言及び県委員会報告書71頁）。こうした経緯を経て、7月31日の中日新聞及び朝日新聞の朝刊に「表現の不自由展・その後」の具体的な展示に関する新聞記事（平和の少女像の写真付き）が掲載され、8月1日の展示本番を迎えたところ、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局（以下、単に「事務局」という。）に対しては、1万379件（8月中の合計）という数多くの抗議電話等のみならず脅迫すら受けて、危機管理上、看過できない重大な事態に陥った（県委員会報告書35頁、36頁、45頁）。それでも事務局や愛知県は、抗議などがあり得ると見越して予め苦情処理専用電話や対処マニュアル等を準備し、それなりの警備体制を備えていた（県委員会報告書34頁）。ところが名古屋市の担当部署である文化振興室には、7月22日まで何の連絡もなく、そのような体制を備えないままに抗議の嵐ともいえる今回の緊急事態に遭遇してしまった。文化振興室が受けた抗議件数は1,260件（8月中の合計）にも上った。通常の2本の電話回線は常時ふさがって強烈な抗議を長時間幾度となく受けるなどしたが、これらに対して、平時の室員と体制で対応するほかなく、通常業務に大いに支障を来たすこととなった。（事実2）「表現の不自由展・その後」の中止が、事前に会長代行には知らされず、運営会議が開かれぬまま会長の独断で決

定されたこと。7月31日の新聞記事と8月1日の一般公開の後、数多くの抗議の電話のみならず本来あってはならない脅迫すら相次いだことから、会長が「このままでは安全性が確保できず、あいちトリエンナーレを円滑に運営することが困難と判断」し、8月3日、独断で中止を決めてしまった（県委員会報告書39頁）。公開したのは、わずか3日間だけである。ところが、これこそ、あいちトリエンナーレの運営に関する重要な事項であるにもかかわらず、これについても運営会議が開かれることはなかった。もっとも、実行委員会規約第16条第1項によれば、「会長は・・・緊急を要するときは専決処分することができる。」とあるので、中止の際には緊急性があったとしてこの専決処分規定を発動したと考えれば、理解できなくもない。仮にそうであるとしても、事態の緊要性に鑑みれば、同条第2項の規定により、会長はすみやかに運営会議を開いて、それに至った経緯や中止の判断について審議に諮るべきであった。言うまでもなく表現の自由は極めて重要な憲法上の原則である。他方で、実行委員会を規約通りに民主的に運営し、危機管理上必要な対策を講じて「あいちトリエンナーレ」を県民や市民の期待通りに成功に導くことにより公金を有効に使うというのは、これもまた実行委員会に期待されている大切な役割であり、今回の会長の独断的な一連の行動には、そのように民主的に運営するという視点が大きく欠けていたのではないかと考えるものである。（事実3）中止された「表現の不自由展・その後」の再開が、事前に会長代行には知らされず、運営会議が開かれないうまま会長の独断で決定されたこと。最後に、これが一番の問題だと考えられるのは、10月8日に「表現の不自由展・その後」の展示を再開した時にも、やはり運営会議が開かれなかったことである。中止から約2ヶ月も経っているので、もはや規約第16条第1項の「緊急を要するとき」の専決処分であったとの弁解は通らない。かくして実行委員会会長たる愛知県知事が、実行委員会の規約を完全に無視し、会長代行たる名古屋市長をはじめとする他の委員との間の意志の疎通を全く図ることなく、表現の不自由展の再開を独断的に決めてしまった。これは、法治主義の基本に関わる非常に大きな問題である。会長は同時に行政機関の長であり、広義の「法律に基づく行政」を推進する立場にあるわけであるから、そうした立場にありながら、規約を無視して独断的に実行委員会を運営するという事は、およそあってはならないことである。とりわけ、実行委員会の会長代行、その委員その他の関係者に対して、信義則に反すること甚だしい運営だったと評さざるを得ない。

山本座長 朗読ありがとうございました。これは、特に実行委員会の運営について、具体的にどうい
う問題があったかということ、事実1、2、3と分けて集約したものであります。事実1はですね、ど
うもこの事件がある前に、ある程度の兆候があったわけです。それを危機管理の問題と捉えて、ちゃん
と実行委員会の他の委員と一緒に問題の解決を図るべきであったのに、それがされていなかった。とり
わけ、強烈な抗議電話が来るということ、県自体が県警に相談して、あるということを想定していた
のに、名古屋市に対しては全くそれが連絡されてなくて、それで大変抗議の嵐を受けて、非常に業務が
滞ったという話をしております。事実2の方は、「表現の不自由展・その後」の中止が、事前に会長代
行にも知らされず、運営会議が開かれないうままに会長の独断で決定されたことなんです。それで、確
かに会長には緊急を要する専決処分の規定があるのですけれど、しかしそれでもですね、速やかに終わ
った時は運営会議を開いて、それに至った経緯とその他を説明して、理解を得るべきだった。それがさ
れていないというのが第2です。第3点は、これが私自身が一番重大な問題だと思うのですが、「表現の
不自由展・その後」を再開したと、この再開した時にはすでに中止から2ヶ月も経っているので、そ
こで緊急を要する時の要件は当てはまらないから、これはまさに実行委員会の運営会議を開いて議論すべ

きだったところを、されていなかった。こういう3点にわたる重要な手続き上の問題があったということをご指摘しております。この辺のことについて、田中秀臣委員何かございますでしょうか。

田中秀臣委員 事実の1なんですけれども、この事実自体に異論があるというわけではなくて、そもそも展示内容に関して警備上のリスクが事前に予想できたということですよ。私なんかは、一般的に芸術祭だとか美術展に行って、事前に予想できるような重大な警備上のリスクに、自分が晒されているなんてことを普段考えずに見ているわけです。言い換えると、そういった重要なリスクがあるものを、わざわざ公金を使って展示する必要があったのかどうか。それは、やはりこの政治的な対立が強いものを展示しようという、そもそもの企画意図が大きく関わってきていると思うんですよ。そういったリスクの大きいものをですね、事後的じゃなくて事前的ですよ、十分に予想できるのに、そういったものを展示して、それを鑑賞する市民にリスクを、完全には払拭できませんから、ある程度負わせてしまうことが、果たして妥当なのかどうか。これは倫理的な面でも大きい問題だなと思います。

山本座長 ありがとうございます。田中由紀子委員は何かお考えありますでしょうか。

田中由紀子委員 この事実1、事実2、事実3というのは、まさに事実だったわけなんですけど、一つ申し上げたいのが、確かに民主的な運営というか、そういった部分を運営会議に諮って、実行委員皆で解決するということが、もちろん大切なことではあるんですけども、そもそもあいちトリエンナーレの実行委員会の運営会議というのが、恐らくこれまでは、例えば会議だったり会場だったり全体の規模感だったり、そういったものすごく大きなフレームについて、有識者の皆さん、実行委員の皆さんで話し合って決定していくという意味で、細かいことについては、相当現場判断で行っていることが多いと思うんですよ。なので、ここまでのリスクがあることが発生しなかったというのは、前回3回まで、そういったことだったと思うんですけども、今回初めてそういったことが起こって、運営会議のあり方自体が、これまでそういったことが行われてなかったというか、今回そういったことを運営会議のあり方、実行委員会のあり方を見直す機会にもなったのではないかなという風に思います。

山本座長 ありがとうございます。そのときの現場の判断というのは、キュレーターの皆さんがやっていたということですか。

田中由紀子委員 そうですね。もちろん、キュレーターが判断し、それに対して事務局や監督の了解を取っていくという、そういったことで、それが全体のフレームから逸脱しないような範囲内であれば、それで進めていくというやり方をしていると思います。

山本座長 そういう意味では、実行委員会運営会議で、これが大きな枠を決めると、先ほど言ったフレームみたいなものを決めるということですかね。それに従って実現する方は、芸術監督なんですか。それで、そのあと展示者を集めて、細かい具体的な実務はキュレーターの皆さんがやってきたと。そういう構造なのでしょうか。

田中由紀子委員 そうですね、芸術監督は全体のテーマとか、コンセプトを設計していく役割が大きいと思います。そのテーマやコンセプトに基づいて、作家を設定していくのが、芸術監督も含めてキュレーターの役割になっていきます。その選ばれた作家に対して、どういうふうにテーマやコンセプトに沿って作品を選んで展示を決めていくという部分について、キュレーターとアシスタントキュレーターが現場で作家と詰めながら決めていくという作業になると思います。その段階で、全体のコンセプトやテーマから逸脱するようなものについては、作家と調整しながらお互いに歩み寄っていくかたちになる

と思いますし、場合によっては、ちょっとそれは今回の展示にふさわしくないのではないかとということで、作品を変えるような提案をするというのが、キュレーターとかの役割になってきます。

山本座長 どうもありがとうございました。では、次にいきましょう。

事務局 4. 事情の変更により特別の必要が生じたか否か。こうした事実関係を元に、名古屋市長名で発出した交付決定通知書3(4)の「事情の変更により特別の必要が生じた」か否かを検討する。本件の解釈に当たり参照すべき適切な判例は見当たらないが、このような場合に参考となる契約上の法理がある。それは、「事情変更の原則」である。これは、信義誠実の原則の一つの現れで、契約締結時の前提となった事情がその後大きく変化したことにより、当初の契約どおりに履行させることが当事者間の公平に反する結果となる場合に、契約の解除又はその改定を認めるという法理である。これが私法契約上の当事者間の法理の問題であるのに対して、本件の場合には実行委員会に対して名古屋市長が通知した交付決定通知書の中の「事情の変更により特別の必要が生じたとき」の解釈の問題という違いはあるものの、信義誠実の原則の現れという同一の趣旨に由来するものであることから、当該解釈に当たっては、事情変更の原則の要件を類推してよいものと考えられる。そこで、判例学説によって確立している事情変更の原則の要件から本件の場合の要件を類推すると、(要件1) 交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情がその後変更したこと(要件2) 交付決定通知書の発出当時にその作成者である名古屋市長が当該事情の変更を予見できなかったこと(要件3) 当該事情の変更が名古屋市長の責めに帰することのできない事由により生じたこと(要件4) 当該事情変更の結果、当初の交付決定通知書の内容に名古屋市長が拘束されることが信義則上著しく不当と認められることの4要件である。これらを交付決定通知書の発出当時の事実当てはめていくと、まず(要件1)については、名古屋市長としては、実行委員会会長たる愛知県知事が実行委員会規約を遵守した運営を当然に行うものと考えて交付決定通知書の発出を行ったことは明らかである。ところが、誠に遺憾ながら、上記3.(事実1)から(事実3)までに記載した事実の通り、会長たる愛知県知事により3度にわたって実行委員会規約の規定が完全に無視され、実行委員会の運営上の重要な事項が専決処分によりその独断で決定された。これは、交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情がその後大きく変更したことを意味する。(要件2)については、まさか会長たる愛知県知事が実行委員会規約を完全に無視し、実行委員会の運営上の重要な事項がその独断によって決定されることになろうとは、名古屋市長としては全く予見できなかったことは、明らかである。(要件3)については、(要件1)のような大きな事情変更は、全面的に会長たる愛知県知事の独断によって生じたものであり、名古屋市長の責めに帰することのできない事由により生じたことは、明らかである。(要件4)については、(要件1)のような大きな事情変更があるにもかかわらず、名古屋市長がなお交付決定通知書の通知の通りに負担金を交付するというのは、信義誠実の原則に照らして、いかにも不当と考えられる。以上で検討した通り、本件の交付決定通知書の通知にも、事情変更の原則の要件から類推される事情変更があったものと考えられる。

山本座長 ありがとうございました。これはかなり法律的な問題ですから、浅野委員はどうお考えでしょうか。

浅野委員 まさにここに書かれている通りだと思うのですが、名古屋市がやはり交付決定をするわけですね。名古屋市議会もまた補助金、負担金交付の決定をする。そういったことによって、名古屋市民の税金が名古屋市の政策として、負担金として交付されるということになるわけですが、そういう負担金として交付するに当たって、そこにやはり名古屋市として理解をして、認識をしてそれ

に期待をして、そういう交付をするわけですよ。その前提がですね、大きく変わったとすれば、やはりそこは信義誠実の原則ということになるわけですね。これは、やはり事情が変わったというように言わざるを得ないということかと思えます。細かい要件としては、今ここにあったような4要件になるかと思えますけれども、そういったことの中でですね、信義誠実ということの中でですね、名古屋市と実行委員会ということの中で、どういうことで、どういうように交付金が使われるかということの前提があったのか、というところかと思えます。それがどういう事実によって、行われているのかいないのか、そういうことになろうかと思えます。

山本座長 ありがとうございます。それでは、5.をお願いします。

事務局 5. 負担金の交付を不交付にする必要性。上記3.の(事実1)から(事実3)までに記載した通り、実行委員会会長たる愛知県知事の実行委員会規約を無視した実行委員会の独断的な運営が、3度にわたり続いたわけである。このうち、とりわけ(事実3)展示の再開の判断は、極めて重要な事項である。本来であれば、規約第13条に基づき、運営会議を開催して他の委員の意見を聴き、その結果に基づいて慎重に判断すべきところ、会長たる愛知県知事はそのような同条に基づく措置を執らずに同条の規定を無視し、専決処分により独断で再開を決めてしまった。これでは、そもそも規約を設けた意味がなくなってしまうのではないか。会長たる愛知県知事のこの重大な規約無視行為により、会長代行たる名古屋市長は実行委員会規約に基づく意見を述べる機会を不当に奪われたことになった。ちなみに、本件に関する運営会議がようやく開催されたのは、「表現の不自由展・その後」が終了して2ヶ月半以上も経った昨年12月26日のことであるから、言うまでもなく事後で、それも大きく遅延した時期の報告である。そこで、会長によるこのような実行委員会の不当な運営に対して、事情変更の効果として、3回目として当初予定していた負担金の不交付という形で、名古屋市が抗議の意志を表すということは、必ずしも不適当とはいえず、他に手段がない以上、当委員会はやむを得ないものとする。具体的には、第3回の交付を当初予定していた3,380万2千円の不交付が、その対象となる。

山本座長 続いて6. もお願いいたします。

事務局 6. 既に支出した1億4千万円弱の取扱い。かような実行委員会会長たる愛知県知事による実行委員会の独断的な運営に対して抗議の意志を表明するという意味では、交付の決定の全部を取り消して、既に2回にわたって交付した1億4千万円弱(1億3,722万2千円)の返還を求めるというのも、一つの考え方である。この点、トリエンナーレ実行委員会が自主的に返還に応ずるということでもない限り、たとえ返還請求をしたとしても、交付決定通知書には返還に関する規定がないことから、法的にはトリエンナーレ実行委員会には返還に応ずる義務はないということになる。そうすると不当利得の返還を求めるといことになるが、そもそも法律上の原因がないとは言い難いことから、それもできないものと言わざるを得ない。また、今回のあいちトリエンナーレ全体を見ると、本件表現の不自由展の他の100を超える展示等は、概ね好評の下に終わっている。そこで、既に支出した1億4千万円弱の返還を求めると、その分の成果まで否定するような印象を与えるおそれがないわけではない。そういうことで、既に支出した1億4千万円弱の返還を求めるとは、当委員会としては、適当ではないと考える。

山本座長 ありがとうございます。前回までの議論で、既に支出した1億7千万円余を3回に分けて支出するという交付決定通知書があるのですけれども、そのうち、全部取り持ちも含めて払わない、それから全部払うという考え方と、3回目の三千数百万円だけは払わないけれど、あとは仕方がないじゃ

ないかという考え方の中で、これは今言った最後の考え方なんです。それで、あとから、全体の交付金についての賛否をお伺いしますけども、まずこの時点で田中由紀子委員はどうお考えでしょうか。

田中由紀子委員 私はこの3,300万円の不交付という部分については、賛成ではありません。個別意見の方にも書かせていただいたのですが、この不交付にする理由となるのが、事情の変更による特別な必要が生じたときの解釈によるわけなんですけれども、もともと交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情がその後変更したことというところの、交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情というのがですね、そもそも運営会議が民主的に進められるという運営会議のあり方自体よりも、そもそも、あいちトリエンナーレ2019が運営会議で決定された規模、会期、会場で開催されること自体だと思っただけなんです。なので、例えば大きな災害だったり、今回のコロナウイルスの流行だったり、わからないですが、そういったことであいちトリエンナーレ2019が開催されなかったとか、例えば予定されていた会期が極端に短縮されたりとか、名古屋市美術館や円頓寺会場という名古屋市の会場が、そもそも無くなってしまったり、展示の規模が例えば10分の1になったりとか、そういったことが起こった場合を想定して言っていることではないのかなという風に私は考えるので、そういった部分から考えると、もちろん「表現の不自由展・その後」の公開中止と再開という部分では、当初の予定から違ったわけなんですけど、全体から見れば本当に一部であって、あいちトリエンナーレ2019自体は、運営会議で決定された通りの会期、会場、規模で、ほぼその通り開催されているという実績があるので、そういったところからは交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情から、大きく変更したとは言えないのではないかというふうに考えるのですが、その辺り座長はどうでしょうか。

山本座長 現実に表現の不自由展は中断してしまったわけですからね、ある意味ね、当初の初期の工程からかなりずれているというのは事実だと思うんですけどね。田中秀臣委員はいかがでしょう。

田中秀臣委員 個別の意見の方は結構大人しめにしてしまったんですけど、私は逆に全額、どちらかという、払わない方がすっきりいくというのが最初からの意見なのですが、その根拠を簡単に言うと、やはり展示内容があまりにも市民、国民を政治的に分断して煽って、なおかつ、それが見る側の人たちをですね、ある一定のリスクに晒すと。人は恐らく展示物を見に行くときに、アドベンチャーを経験しに行くわけではないので、そういった意味で、最初から、事後的ではないですよ、事後的に発生した色々な不調とかではなくて、事前的に十分に深刻なリスクが発生するものをわざわざ展示する意義はですね、全くないと思うんですよ。そういったことを失念していた芸術監督及び、愛知県知事のそういった独断的な運用というのは、非常に問題視されるべきだと思っています。それが、ほとんどあいちトリエンナーレの核心部分に実はなっているのではないかなというのが僕の意見だったのですが、この委員長の案は、法的に非常にしっかりされていると思っただけで、僕は自分の趣旨から言うと若干後退してしまうのですが、3,300万円という一部分の不交付は、ある意味愛知県及び津田芸術監督に対する、一種の市民の側からのペナルティとして十分な額かなというふうに思っています。

山本座長 ありがとうございます。では、法律家のお二人はいかがでしょう。中込委員はいかがでしょう。

中込委員 私は個別意見でも書きましたが、基本的にまず委員長のお考えはよく分かるのですが、交付決定そのものは交付決定によって名古屋市に負担金を交付する義務が生じたんだと思いますが、その解釈は委員長のようなお考えであれば義務は生じていないから、暗に期待を受けたということであれば、かなり考え方は違うかなと思います。委員長はそういうお立場で書かれているので、それはそれで

よく分かります。私は義務が生じているという立場からすると、それをひっくり返すだけの事情があるかという点から見ますとですね、なかなか皆さんがおっしゃっていたような、会の開催に関わるような事情の変更でないと、手続き上の問題とされているのは、実行委員会の運営という手続き上の問題であって、会の開催についての問題ではないですけどね、そうすると、その点で手続き上の問題でも全く事情の変更はないということではないと思いますけど、やはり相当なことでないと、なかなか事情の変更と言えるような手続き運営上の問題として変更の問題はなかなか考えつかないかなという感じもしました。いずれかと言えば、私はすでに決定して交付するといったものは覆すのはかなり難しいのではないかなという考えです。

山本座長 では、次に浅野委員いかがでしょうか。

浅野委員 今、中込委員がおっしゃったことも、ひとつの見方だとは思いますが、名古屋市が決定通知書を発出したときに、どういう事情や基礎があったかというところはやはり少し重視しなければいけないかなと思います。名古屋市が名古屋市の意図として負担金を交付するというこの中で、名古屋市が考えた事情の基礎は申請書の中などから読み取ることになるんでしょうけれど、そういったこの中で、当然名古屋市の意思というものが、実行委員会なり運営会議の中です、一定のところに関与できるということは非常に大きな要素だったというふうに思います。ですから、そういったことですね、単にこういった芸術展が開催されたという外形があったということだけで、それは良いんだということにはならないと思うわけです。ですからそこで、名古屋市の意図が全く関与できなかったというか、全く関与させてもらえなかったと、そういう事情、これがやはり非常に大きな意味を持っているんじゃないかなというふうに思います。ですから、そういったこの中でですね、全額交付することについては、やはり難しいのではないかなというふうに思うわけですが、名古屋市の意図が関与できなかったとしてもですね、名古屋市が期待した通りの結果を生み出した部分は無いわけでもないということがあると思います。そういった意味で、全額の返還を求めること自体が不当利得としてはなかなか言いにくいのではないかなというの、そういう事情だというふうに思っています。

山本座長 どうもありがとうございました。それでは、最後になります、7.をお願いいたします。

事務局 7.次年度以降の名古屋市のあいちトリエンナーレへの関わり方。(1)名古屋市長が運営会議において意見を述べる機会が全くなかったこと。今年度のあいちトリエンナーレは、3.で述べた通り、実行委員会会長たる愛知県知事による実行委員会規約に反する運営によって、「表現の不自由展・その後」の中止や再開等が行われたものであるが、その過程で実行委員会会長代行である名古屋市長が運営会議において意見を述べる機会が全く設けられなかったのは、誠に遺憾なことであると評さざるを得ない。表現の自由は、何よりも尊重されるべき大原則であるが、その一方であいちトリエンナーレに対しては、その一部に名古屋市民の貴重な税金が使われていることから、名古屋市長としては、その税金が有意義かつあいちトリエンナーレの本来の趣旨に沿った使い方がされているかどうかにつき、名古屋市民及び市議会に説明する責任がある。そのような観点から、2019年のあいちトリエンナーレについて名古屋市長が運営会議において意見を公式に述べようにも、残念ながらその機会が一切与えられなかったという事実は、大変に重いものであったと言わざるを得ない。この事実は、次年以降にこのあいちトリエンナーレに対して、名古屋市が負担金を支出するか否かの判断に当たって考慮すべき重要な要素となるものと考えられる。(2)名古屋市芸術文化団体への活動助成補助金交付要綱及びその運用指針と同様の考え方。①ところで名古屋市は、かねてより名古屋市芸術文化団体活動助成補助金交付要綱及びその運用指

針を設けている。当該運用指針第4項(1)によれば、交付対象として、「宗教的又は政治的意図のないもの」を明記している。このうち宗教的なものは、政教分離の原則からして当然のことと考えられるが、それに加えて更に政治的意図のないものという規定が設けられた理由について考察すると、これは、行政は芸術への補助について政治的中立性を保つべきという原則を表明したものと考えられる。その背景として、およそ市民の中では政治的に色々な立場の者がいると想定されるが、その中で税金を使って特定の政治的立場に立つ展示への補助が行われると、必ずそれに賛同しない政治的立場からの反撃を招き、その結果、市民が平和に楽しむべき芸術の場があたかも政争の場となってしまっていて、芸術の振興という本来の趣旨が果たせなくなってしまうことを危惧したからであると考えられる。そうであるとすれば、実行委員会への名古屋市からの負担金の交付も、名古屋市からの芸術の振興のための直接的な補助金の交付という形式をとってはいないものの、実質的には同様の性格を有するものである以上、「宗教的及び政治的意図のないものに交付する」という名古屋市としての芸術に対する補助金の交付に関する従来からの政策が貫徹されているかを検討する余地が設けられていなければならないものと考えられる。②その点、今回ではなく、前回2016年までのあいちトリエンナーレは、実行委員会及びその選任した芸術監督、キュレーター等の自律性と良識に委ねられた結果、展示内容に政治的中立性が保たれ、今回2019年のあいちトリエンナーレのように市民との間で激しい政治的論争を招く類の展示は避けられてきたものと推察される。ところが今回のあいちトリエンナーレ2019では、そうした自律性や良識のようなものが機能せず、「表現の不自由展・その後」において特に強く批判を浴びた3つの作品につき、県委員会報告書は、「作品の制作の背景や内容の説明不足（政治性を認めたいうでの偏りのない説明）や展示の場所、展示方法が不適切であり、またSNS写真投稿禁止の注意書きを無視する来場者が続出したため来場していない人たちから強い拒絶反応と抗議を受けた」（12頁）とし、それを回避する手段として「不自由展の実行委員会は、写真撮影の禁止と少女像をパネル展示に代える等の提案を早くから拒絶。その段階から芸術監督は混乱を回避するため企画を断念、あるいはキュレーターチームの協力を得て他の方法で実施を検討すべきだった。」とすら述べている（15頁）。この報告内容を敷衍すると、あいちトリエンナーレとして、今回起こったような一連の事態を今後とも容認し放置すれば、次回以降も同じようなことが起こり得て、再び芸術的な展示そのものが成り立たなくなるような事態が危惧されることを意味する。そのような事態を防ぐためにも、少なくとも名古屋市としては、今後の「あいちトリエンナーレ実行委員会に対する負担金の交付」に当たっては、その芸術に対する補助金の交付の政策が貫徹されているか否かを判定する材料の提供を求めるべき立場にある。その意味でも、今回、実行委員会会長たる愛知県知事が実行委員会規約を無視し、運営上の重要な事項である表現の不自由展の中止や再開等について運営会議を開催せず、会長代行である名古屋市長その他実行委員会委員の意見を聞く機会すら設けなかったことは、誠に遺憾の極みである。③今後のあいちトリエンナーレへの名古屋市の関与については、以上①及び②の2点を踏まえなければならないものとする。すなわち、今後の名古屋市のあいちトリエンナーレ実行委員会に対する負担金の交付に当たっては、第1に、名古屋市の芸術に対する補助金・交付金の交付の政策が貫徹されているか否かを判定するにつき十分な材料の提供を求める余地があるかどうか、重要な判断基準となるものと考えられる。第2に、あいちトリエンナーレ2019の反省の下に、実行委員会会長の独断で運営されることのないような体制が整備されていなければならないものとする。具体的には、あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行の申し出があれば、遅滞なく運営会議を開き、委員の意見を聞くとともに、規約第16条の専決処分の規定を会長代行の意見を聞いて行う

ように改めることを規約上に明記することを求めるべきである。具体的には、次のような改正案が考えられる。「あいちトリエンナーレ実行委員会規約の一部を次のように改正する。第13条第3項を次のように改める。3運営会議は、会長が招集する。ただし、会長代行の求めがあれば、遅滞なく招集しなければならない。第16条第1項中「これを」の下に「、会長代行の意見を聞いて」を加える。」第3として、以上2つの要件に反してあいちトリエンナーレが実施された場合には、実行委員会に対して交付した負担金があればその全額の返還を求め、未交付の場合はもはや交付しないことを交付の条件として交付決定通知書に明記すること。以上の3つの要件が満たされてはじめて、今後、名古屋市があいちトリエンナーレに対する負担金の交付を行う前提条件が整うものと考えられる。その上で、その時々の中古屋市長が、市議会で認められた予算の範囲内で、負担金を交付するかどうかの判断を行うことになる。

山本座長 ありがとうございます。これが一応、次年度以降の中古屋市の対応の話なんですけども、それではまず、これについて各委員のご意見を伺いたいと思います。田中由紀子委員どうでしょうか。

田中由紀子委員 この「名古屋市の芸術に対する補助金の交付の政策が貫徹されているか否か」を判断するというのが、非常に難しいことだなというふうに感じていまして、その交付対象として、宗教的または政治的意図のないものと明記されているのですけれども、そもそも何をもって宗教的・政治的と判断するのかというのが、芸術作品については極めて難しいと思います。もちろん、一定の宗教を肯定したり批判したりすることは良くないと思うのですが、例えば、あいちトリエンナーレではあり得ないかもしれないんですが、普通に美術館の展覧会で、宗教画や仏像の展覧会がありますよね。普通にやりますよね。そういったものって、宗教的ではないのか。もちろん、布教目的ではないですし、その宗教を通じて発展してきた美術のあり方を紹介しているので、それは宗教的ではないというふうに判断されるのかもしれませんが、その辺りがとても難しいかなと思います。今の同時代を生活している私たちがそういった政治的なものに左右されない、影響されないということはもちろんあり得ませんから、作家の作品にはそういったものが多かれ少なかれ表れていると思います。例えば、最近の例で私が思ったものなのですが、東京都のオリンピック関連の工事をやっている工事現場の囲いのようなところに、ネズミの絵が描かれて、落書きがされていたというのがありました。その落書きはバンクシーという落書きのようなアートをする有名な作家の作品だと思われるのですけれども、それを東京都知事の池田さんがSNSに上げて、バンクシーの可愛いネズミを発見みたいなかたちで上げていらっしたんですけれども、一見可愛いネズミなんですけれども、恐らくはオリンピックに対する批判がそこに込められているものなのではないかなと思うんですね。一見そうやって政治的な批判があるのかなのかというのは分からないものが多分にあるので、この規定に沿って判断するということは、とても難しいことだなというふうに思います。

山本座長 少なくとも、政治的かどうか、あるいは宗教的かどうかというのは、今の市の交付要綱にされているわけですから、そこである程度色々な例が積み上がっているとは思いますが。それから、判例という意味では、宗教的については昔から議論がありまして、愛媛県靖国神社玉串料判決とかですね、要するに社会的儀礼にすぎないと評価されるものについては、それはもうよろしいということになっているわけです。そういったものを参考にして運用されていけば良いと思うのですが、確かに政治的なことは色々と判断が難しいところはあると思いますね。田中秀臣委員はどうでしょうか。

田中秀臣委員 今の論点に関わるのですが、宗教的または政治的意図のないもの、確かにこれはなかなか難しい面があると思います。田中委員がおっしゃったように、はっきりと何らかの政治的メッセー

ジがないような芸術作品というのはなかなか難しいのかなというふうに思いますが、今回の具体的なケースに当てはめれば、これは何回も今日言っていますけど、政治的対立が実際に鑑賞する名古屋市民をはじめ、観に来た参観者を事前に予測できるようなリスクに巻き込んでしまうというのは、明らかに政治的な意図が大きくクローズアップされざるを得ない事情だと思うのですよね。そういったリスクが大きいものを、わざわざ名古屋市と愛知県がそれを受け取って展示して、鑑賞者を完全に防ぐことはできませんから、一定のリスクを鑑賞者に負わせてしまうという展示の仕方というのは、ちょっとどうなのかなと。これは明らかに政治的意図によってですね、鑑賞者側に大きな負担を押し付けてしまう結果になるので、そういった展示物はやはりですね、しないということを行政の場で判断すべきだと思っています。

山本座長 ありがとうございます。では、中込委員いかがでしょうか。

中込委員 次年度以降の名古屋市のあいちトリエンナーレへの関わり方については、特に内容について異議はございません。

山本座長 それでは、浅野委員いかがでしょうか。

浅野委員 今、田中由紀子委員からもお話があったところだと思うんですけど、やはり政治的あるいは宗教的な中立性、これをやはり名古屋市としてはそれを尊重したい、守っていきたいというところがあるんだろうと思いますけれど、そういうことがしっかり確保できるようにした上で、こういう芸術展に参加するなり、あるいは今後の資金を供給するなりということになるんですが、先ほど田中由紀子委員がおっしゃられたある作品については、必ず宗教性とか政治性が排除できないんだ、一定のものがあるんだと、それは確かにそうだと思います。ただ、そうだとしても、一方の立場のものだけを展示するとかですね、一方の主張だけを援助したり助長したり優遇しているように見えるような展示だとすれば、これはやはり市としてはまずいんだろうと思うわけです。例えば、ある意味で偏った政治的なものがあつたとしてもですね、また違う立場のものが一緒に展示されているんだということであればですね、これは中立性が守られているんだということにもなるわけですよね。ですから、そういったことの中で今回はどうだったのかということもあるわけです。ですから政治性があるもの、宗教性があるものを一切排除するというのではなくて、展示全体として、あるいは関わり方全体として中立性が確保されているのかというところでチェックしていくのであろうと思うわけです。そういったことをすることによって、芸術に対して中立的に臨んでいくんだということに市としてもなっていくのかなというふうに思うわけです。ですから、そういう意味で一点一点の作品がどうのこうのということでは決していないんじゃないかなと思います。

山本座長 ありがとうございます。それでは、ここまでで報告書のご説明と議論は終わったのですが、とりあえずここでこの報告書本体に対する賛否を聞きたいと思います。賛成か反対かですね。では、この報告書の案で賛成という方は挙手をお願いいたします。

【挙手：山本座長、浅野委員、田中秀臣委員】

では、一応3名ですね。反対という方は挙手をお願いいたします。

【挙手：田中由紀子委員、中込委員】

では、2名。そういうことで、3対2ということで、この報告書を採択したいと思うんですけども、それでは、これから個別意見に移りますが、個別意見は各委員の責任の下にお書きになったわけですから、ここで報告書と個別意見の案を皆さんにお配りしていただけますか。

事務局 配り終わりましたので、座長お願いいたします。

山本座長 ありがとうございます。これから各委員の個別意見について事務局から読み上げていただいて、その後、各委員から補足的に何かあればご説明いただきたいと思います。では、あいうえお順でまずは浅野委員のご意見からお伺いいたします。

事務局 1. 浅野善治委員の個別意見。名古屋市が負担金の財政支出をするにあたっては、名古屋市議会の議決に基づかなければならない。名古屋市議会は名古屋市民の代表により構成されており、市民の代表の意思によって支出が決定される。今回の負担金においても名古屋市議会では、名古屋市が当然負担するものとして補助金としてではなく、負担金として支出することが議決されている。あいちトリエンナーレは、「この地域の文化芸術を活発化させ、経済面のみならず文化芸術面でも日本や世界に貢献し、国際社会から真に尊敬される魅力的な地域づくりを目指していくため、地元の自治体、経済界、報道機関、学識経験者等による実行委員会を組織し、平成 22 年度に初回を開催した。」とされている（令和元年度事業報告書）。そして、4 回目となる今回の開催目的は、①新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献する。②現代芸術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図る。③文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図る。とされている。名古屋市には、芸術文化団体が行う日常活動の成果を発表する公開事業の経費の一部を補助し、名古屋市の芸術文化の振興を図ることを目的として補助金の交付を行う制度があるが、この補助金の交付要綱運用指針には、補助対象とならない団体として「政治的団体及び宗教的団体」を筆頭に掲げ、また、補助対象事業の要件として「宗教的又は政治的意図のないもの」を筆頭に掲げている。あいちトリエンナーレの主催者たる実行委員会の性格については愛知県が設置したあいちトリエンナーレのあり方検討委員会では、自治体そのものの表現活動といえる場合ではないとするが、自治体そのものの表現活動ではないとしても、地元の自治体の長及び職員が主催者である実行委員会の委員として参画し、自治体の長は会長及び会長代行という重要な職務を担っている。名古屋市においては、芸術文化の振興として補助金を交付する場合においても宗教からの分離と政治的中立が確保されなければならないこととしており、市長及び職員が実行委員会に参画する場合においても、職務を遂行するに当たっては宗教からの分離と政治的中立の確保について十分な配慮を行うことが当然求められているといえる。あいちトリエンナーレ 2019 において生じた問題は、これまで行政と芸術の関係が問題となった一私人として全く自由に行うことができる表現活動を公立美術館等の場において行おうとした場合とは全く異なるものである。自治体の長及び職員がその表現活動の主催者として相当程度の権限と責任を持って参画しているのであり、その表現内容の決定についてもテーマ・コンセプトを定め、事業計画や予算を決定し、学芸芸術の最高責任者である芸術監督を選任する運営会議の委員として加わっている。あいちトリエンナーレの運営においては、芸術監督は学芸業務を自由に決定できるわけではなく、芸術部門として、芸術監督のほかに企画全般について芸術監督に助言する企画アドバイザー、学芸業務を担当するキュレーターが組織され、さらに委員の選任に運営会議が関与する有識者部会が芸術部門の企画に関し、専門的な観点から助言を行う体制がとられている。実行委員会の運営決定においては、自治体としての名古屋市の意思が直接に実現できるものではないが、その考え方が少なからず反映できる仕組みがとられており、名古屋市議会の負担金支出の議決においても、こうした体制の存在が当然の前提とされている。また、それが機能し名古屋市の意思の反映が一定程度期待できることからこそ負担金として支出することとされていると考えることができる。今回の実行委員会及び運営会議の運営は、名古屋市長が再三にわたり会議の招集を要求したにも関わらず招集さ

れることはなく、こうした仕組みが機能しなかったばかりか、意図的に機能させなかったともとらえられる状況があるのであって、芸術部門内の情報共有も十分になされず、有識者部門も個別のキュレーションについては機能していなかった。あいちトリエンナーレのあり方検討委員会の報告書によれば、「不自由展の出展作品についてはキュレーターチームは関与せず、芸術監督と不自由展実行委員会で担当することになった」とされ、「不自由展には担当キュレーターがつかず、実務を担うアシスタント・キュレーターのみがつくことになり、芸術監督が直接、不自由展実行委員会と準備のやり取りをすることになった」とされ、「作品選定は、芸術監督と不自由展実行委員会が行った」とされている（報告書 66 頁）。名古屋市長の行動は、名古屋市民の間で評価の対立が当然予想される表現について、その一方の評価からのみの表現がなされることに対して、主催者たる実行委員会の一員あるいは会長代行として異議を唱えたものであり、あいちトリエンナーレの開催を広く名古屋市民から理解が得られるものとすることを求めたものと捉えることができる。こうした意見が取り上げられ議論されたとすれば、今回問題となった展示がそのまま行われるとしても、異なった多様な評価からの表現も併せて展示されるとか、異なった評価からの強い反対意見が存在することの解説とともに展示がされるなどの配慮がなされたことが予想される。このように制度として想定された仕組みを全く機能させなかった実行委員会の運営をどのように評価するかということが問題となる。外形的には実行委員会会長である愛知県知事がこのような運営を容認し、芸術監督の行動について異議を唱えず、会長の判断という形がとられており、この点を重視すれば中込委員の示す判断もあり得るところであるが、名古屋市議会が名古屋市長及び名古屋市の局長が主催者の一員として主体的に参画することを想定して、補助金ではなく負担金として支出を議決していることを考えると、名古屋市長の意思・役割が全く考慮されず会長の判断により運営が進められ、芸術監督と不自由展実行委員会のみで問題となった出展作品が決定された実態、「表現の不自由展・その後」の展示の中止及び再開が決定された実態については、あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書の 3 交付の条件の (4) に定める「事情の変更により特別の必要が生じたとき」に該当すると考え、当初決定の交付決定額のままでは同 (6) に定める「事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合する」とは認められないと判断することが適当であると考え。また、今後の名古屋市としての関わり方についても、同様の運営が行われることがないことが制度的に明確にされなければ抜本的に見直すことが必要である。

山本座長 ありがとうございます。それでは、浅野委員何か追加することがあれば、ご説明いただきたいと思います。

浅野委員 だらだらと書かせていただいて申し訳なかったんですけども、言いたいこととしては、名古屋市の意思、あるいは名古屋市長の意思をですね、やはりその実行委員会あるいは芸術展の運営の中に何らかの形で反映され、議論され、実行されていくということが必要だったんだろうと思うのですが、意図的と言いましょうか、名古屋市長の意思をですね、徹底的に排除するような形に実際にはなってしまったわけですね。ですからやはりその、名古屋市長、あるいは名古屋市長の背景にある名古屋市民の意思というものについて、全く軽視されてしまったというところ、これが一番問題だったということが言いたいということです。それもまた、名古屋市議会もそういった名古屋市の意思が反映されることを期待したからこそ、交付金の決定をしているのであろう、そういう趣旨で出させていただいております。

山本座長 ありがとうございます。では、次をお願いいたします。

事務局 2. 田中秀臣委員の個別意見。報告書では、主に法律論的な観点から問題が整理され、また負担金についての考えが具体的かつ説得的なものになっている。報告書の内容に賛同する。ここでは今後の問題提起のひとつとして以下の論点を提示するにとどめたい。報告書でも例示されているが、「表現の不自由展・その後」は、事前に重大な警備上のリスクが発生することがわかっていた。報告書では、主にその警備上のリスクを、トリエンナーレ実行委員会の民主的な討議を欠いた不当な運営という点だけに注意が払われている。もちろん運営の不当性については、意見の相違はない。他方で、そのような警備上のリスクを“過度”に有する作品を展示することに問題を感じる。誰もが芸術作品を見にきているわけであり、最悪、身の危険性まであるリスクを引き受けにくるわけではないからだ。この過度なリスクは、そもそも本展示が、政治的な対立を煽る作品であり、また社会的な分断を巻き起こす作品群であることから生じている。単に「表現の自由」や民主的な運営の是非だけでなく、来場者やあるいはスタッフまで危険にさらしかねない作品を公的な芸術祭に展示することの是非が問われるべきである。市民は、「表現の自由」や芸術作品の表現の多様性を愛し、尊重する方々である。だが、他方で市民の方々に自分たちの身体的・精神的な傷害を被る可能性（事前にそのリスクが過度に存在することが判明している今回のようなケース）まで引き受けさせることを、行政が行うのは道理に外れている。今後の公的な展示を考えると、政治的対立や分断を招く作品がもたらす、身体的リスク・精神的なリスク（一例では作品自体がもたらすハラスメントを含めて）の議論を深めるべきである。

山本座長 ありがとうございます。では、田中秀臣委員付け加えることございましたらどうぞ。

田中秀臣委員 今後の問題提起ということで書いたのですが、本当はですね、個人的な思いというのは、全額返還を求めていった方が良いと思っているのですが、報告書にあるように、法的な裏付けとして、もともと返還の条項もないし、法的な制限があるということで、それは断念せざるを得ないので、それで、その3,000万円に関する部分を、こういったですね、市民を政治的に分断するような、しかも、どう考えてもですね、芸術監督の最近の、今このリアルタイムでやっているTwitterも実際今手元で見ますが、非常にこう、軽いんですね。軽い気持ちで政治的な分断を招くような作品群をこの展覧会に持って来て、その前後の発言も、自分で責任を感じて何か反省するとかですね、自省する、そういった態度が全く欠けてしまっていると、県の方の報告書にあるように、個人的な野心か何か分かりませんが、芸術監督は少し不適格だったのではないかなと、芸術監督として、そういった個人的な要因が大きく市民に大きな迷惑をかけているというふうに思います。そこら辺は、意見の相違のある方もいらっしゃると思いますが、私はショックですね。そんなことを思いました。その程度です。

山本座長 ありがとうございます。ひとつ、一番最後のところに作品自体がもたらすハラスメントとありますが、これをもう少し説明いただけませんか。

田中秀臣委員 いわゆるですね、今回の作品群、少女像もそうですし、天皇陛下の肖像を燃やす、その灰を踏みにじる動画とかですね、そういったものを見てですね、制作者の意図はあるんでしょうけれど、その制作者の意図を鑑賞者に押し付けるというのもですね、またひとつ大きな問題だと思うんですよ。やはり、作品を素直に見た方々の多くはですね、それを見て非常に自分のアイデンティティを傷つけたり、または単純に非常に悲しい思いをした人たちがいて、報道のされ方で何かこう一部のですね、脅迫的な苦情がクローズアップされてしまいましたけど、多くの人たちは恐らく素直な気持ちでこの展示に反対の意見を述べてきたと思うんですね。そこら辺の気持ちを拾うためにハラスメントという言葉を使いました。

山本座長 ありがとうございます。それでは、田中由紀子委員お願いいたします。

事務局 3. 田中由紀子委員の個別意見。(1)「事情の変更により特別の変更が生じたとき」の解釈について。(事実1) 予め危機管理上重大な事態の発生が想定されたにもかかわらず、会長代行には知らされず、運営会議が開かれなかったこと。(事実2)「表現の不自由展・その後」の中止が、事前に会長代行には知らされず、運営会議が開かれぬまま会長の独断で決定されたこと。(事実3) 中止された「表現の不自由展・その後」の再開が、事前に会長代行には知らされず、運営会議が開かれぬまま会長の独断で決定されたこと。これらが「事情の変更により特別の変更が生じたとき」に該当するかを考えるにあたり、「事情変更の原則」の要件を類推してよい、とするのが報告書の骨子であるが、その「(要件1) 交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情がその後変更したこと」の「交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情」とは、実行委員会規約を遵守した運営が当然行われることももちろんであるが、運営会議のあり方自体よりむしろ、「あいちトリエンナーレ 2019 が運営会議で決定されたとおりの会期、会場、規模で開催されること」ではないかと考える。たとえば、予定されていた会期が極端にずれたり短縮されたり、名古屋市美術館や円頓寺会場が会場ではなくなったり、展示等の規模が極端に縮小された、などが起こった場合は、明らかに交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情が変更したといえるが、「表現の不自由展・その後」の公開中止とその再開については、あいちトリエンナーレ 2019 全体の中の一部であり、あいちトリエンナーレ 2019 自体は運営会議で決定されたとおりの会期、会場、規模で開催されているので、「交付決定通知書の発出当時の基礎とされていた事情」から大きく変更したとはいえないと考えられる。もちろん会長代行である名古屋市長からの運営会議開催要請が無視され、実行委員会規約が遵守された運営がされなかったことは大きな問題であり、今後の体制等の見直しが求められる。しかし、あいちトリエンナーレ自体の運営については、事務局や現場のスタッフの努力もあり、「表現の不自由展・その後」のほかは運営上の大きな問題もなく、74 日間の会期を無事に終えたという実績に対して、交付予定であった 3,380 万 2 千円を不交付とするのは、あまりにも狭量ではないか。(2)「名古屋市の芸術に対する補助金・交付金の交付の政策が貫徹されているか」について。かねてより名古屋市芸術文化団体活動助成補助金交付要綱及びその運営指針 第 4 項 (1) に、交付対象として「宗教的又は政治的意図のないもの」と明記されているが、何をもちて宗教的・政治的と判断するのは極めて難しい。なぜなら、国内外の芸術祭に招聘されるアーティストのほとんどは生きており、我々と同時代を一市民として生きる彼らが現代の社会や政治の問題と無関係でいられるはずないからである。事実、社会や政治に対する問題意識のアウトプットが優れた作品として評価されている。また海外アーティストの作品は宗教的な世界観がベースになっているものも少なくない。つまり、宗教的、政治的意図がまったくない作品はほとんどないといってもいいわけだが、公的資金で行われる展覧会においては、一定の思想を肯定したり批判したりすることなく、見る人が問題に気づき、それについて考えることができるように提示すること(キュレーション)が重要になってくる。たとえば、一見しただけでは政治的メッセージ性がないように見える作品が、そうでない場合が往々にしてあるし、キュレーションによりその政治的メッセージ性に中立性が保たれる場合もある。どういう基準で(また誰が、どのタイミングで)「宗教的又は政治的意図のない」かを判断するのかを明確にしなければ、この条項は実質的には意味をなさない。(3)「美術館の壁」が存在しない時代のていねいなキュレーションの必要性。実際に展示を見た人とどまらず会場に足を運んですらいない人まで、メディアやインターネットをとおして「表現の不自由展・その後」の賛否を発言し、議論を展開するという、まさにテーマ「情の時代」

を体現することになった今回のあいちトリエンナーレだが、一連の騒動をとおして、我々が情報に振り回され、発言が都合よく切り取られ、それらが独り歩きしていくという情報社会のありようがまざまざと浮かび上がったといえる。「プロパガンダではないか?」「公開中止は検閲にあたるのではないか?」「政治的な視点を含む作品を公共空間・公金で展示するべきか?」といった議論は、美術に興味・関心のない人までも巻き込み、美術と社会、美術と政治との関係をあらためて問い返す契機となったといえるが、同時に SNS の普及により「美術館の壁」(美術館は駅や商業施設等の一般の公共空間とは異なり、専門家により選ばれた芸術作品が展示されるという、特定の目的を持った閉じられた公共空間であるという認識)が崩れたことも思い知らされた。「表現の不自由展・その後」の展示内容や展示方法について、県委員会報告書(P83~86)では、芸術監督がアートの専門家でない点や事務局やキュレーターチームとの慎重な調整を欠いていた点を挙げているが、芸術監督は最高責任者とはいえ事務局やキュレーターチームとの合意がなく独断で進めたとは考え難い。いずれにしろ、「美術館の壁」が崩れたいま、我々が生きている情報社会のありようを十分に理解したうえで、今後はよりいっそうていねいな調整作業やキュレーションが求められる。(4) 今後の名古屋市の関わり方。運営体制の見直しについては、県検討委員会の「今後の「あいちトリエンナーレ」の運営体制について」(第一次提言)を尊重すべきと考えるが、名古屋市としてどう関わっていくかについて、助成補助金の交付対象を「宗教的又は政治的意図のないもの」としたとき、何をもって宗教的・政治的と判断するのかは極めて難しい。「皇室に関するもの」や「日本の東アジアへの侵略に関するもの」など安易にはくくれないので、あいちトリエンナーレから撤退するというのも一つの選択肢である。しかし、これまで4回の開催実績から、あいちトリエンナーレは美術に興味・関心のない名古屋市民に浸透してきており、長者町があいちトリエンナーレ会場となったことを契機に活性化したこともあり、名古屋市があいちトリエンナーレ開催の一翼を担っていることは、名古屋市民がこの地域に生きる誇りにつながりつつある。名古屋市はユネスコデザイン都市の一つであり、1989年に世界デザイン博を開催した実績もあるので、そうした名古屋市の魅力を世界に発信できるジャンルに限定的に助成補助金を交付するという選択肢も検討できるのではないかと。

山本座長 ありがとうございます。では、田中由紀子委員付け加えることがあればぜひお願いします。

田中由紀子委員 付け加えることは無いのですが、先日文化庁が不交付としていた交付金を減額して交付するという決定を出したのですけれど、7,800万円が確か6,600万円くらいに減額して交付するというので、15%減になっているのかなというふうに思うのですが、今回3回目の交付金である約3,300万円というのは、名古屋市の交付金の全体からすると大体どれくらいのバランスになるのでしょうか。

山本座長 それはパーセンテージという意味ですか。

田中由紀子委員 そうですね。

山本座長 では、市の方どうでしょうか。

事務局 1億7,000万円に占める割合としましては、約2割弱となります。

田中由紀子委員 では、大体文化庁の交付金とほぼほぼバランスとしては揃っているという感じでしょうか。

山本座長 ちょっとそこは分かりませんが、今日の資料の5に、その関係の知事から文化庁長官に対する意見書なり、交付決定通知書なり、そういったものがありますね。だからどういう理由で減額になったのか、その中身はこれだけではよく分からないので、何とも言い難いのですけれども、これを

読ませていただきますと、愛知県から文化庁に対し交付理由に関して補助金の申請を行った令和元年 5 月 30 日より前の段階から、代表者を含めて展示会場の安全や事業の円滑な運用を脅かすような事態への懸念が想定されたにも関わらず、これを申告しなかったことは遺憾であり、ということですから、これに関するものがひとつの減額申請の理由になったと推定されますね。

田中由紀子委員　なので、手続き上の理由という、報告が無かったとか、そういった手続き上の理由という点からすると、今回の名古屋市の判断とわりと近いのかなという感じがするんですけども、これで文化庁から減額された分、あとは名古屋市が不交付にする分というのが、実質県が負担することになるのかなという気がするんですけども、県や協賛金とかですね。今回、この 3 回目の交付負担金を名古屋市は払いませんというふうに行方委員会に県に伝えた場合、それが承諾されれば良いのですが、承諾されなかった場合、訴訟とかになるのでしょうか。

山本座長　それは分かりません。それは担当者の考えですからね。

田中由紀子委員　もし、訴訟等になった場合、先ほどの中込委員がおっしゃっていた観点からすると、なかなか争うのは難しいのかなという気がしなくもないのですが。

中込委員　争うとすれば、争うのは実行委員会なんですよ。実行委員会も争うということを決定するような実態がなくなっているんじゃないですかね、だから争う余地はないんじゃないかなと思いますけどね。

山本座長　力強いお言葉でしたけれど、それでは、次に中込委員の意見をお願いいたします。

事務局　4. 中込秀樹委員の個別意見。名古屋市は、人格なき社団の実質を有するあいちトリエンナーレ実行委員会に対し、平成 31 年 4 月 16 日負担金の対象となる事業の経費に充てるため 1 億 7,102 万 4 千円を交付する旨決定し、その旨を告知した。そして、負担金の対象となる事業は中止・廃止されることなく完了した。そうであるとすれば、名古屋市は、決定した額の負担金全額を実行委員会に支払うべきである。上記交付決定には、負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、負担金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する必要があるとの条件が付されている。ここにいう事情の変更により特別の必要が生じたときとはどのような場合を指すのか、この条件の表現内容が抽象的であるため、必ずしも明らかではない。負担金交付決定の目的に即して解するとすれば、急激な社会変革や価値基準の激変などで事業遂行の意味が失われたときとか、災害等で事業遂行が不可能となったときとかが想定される。今回の場合、名古屋市が負担金を支払わないとする理由は、実行委員会の運営会議が開かれぬまま重要事項が決定されたという手続上の問題である。手続上の問題であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときに当たる場合もあり得ないとはいえないであろう。確かに、実行委員会構成員にとっては、運営会議が開かれぬとか、構成員の意見が聞かれぬまま行事が進行したとかいうことは心外な、糾弾すべき実務であり、その結果開催中断という事態に追い込まれたということになれば、事情の変更であるという余地も生じよう。しかし、開催中断は、トリエンナーレの内容から発生した事態であり、運営会議が開かれなかったことによって生じたものではない（一因になっていることはありえようが）。運営会議が開かれなかったことはあくまでも委員会内部の問題に止まるのであって、トリエンナーレの開催そのものに致命的な影響を与えるような事項とは言い難い。名古屋市の言い分はそれ自体十分理解可能ではあるが、負担金交付決定の撤回又は一部取り消しを正当化できる理由にまで高まっているとは言えないのではないかと。

山本座長 それでは、中込委員よろしくお願ひします。

中込委員 これと言って付け加えることは無いのですが、一応色々な理由を考えられて、名古屋市の立場も、報告書の内容を調整するとは思いますが、私がこういう意見だったということです。以上です。

山本座長 分かりました。では、5番をお願いいたします。

事務局 5. 山本庸幸委員（座長）の個別意見。（1）アームズ・レングスの原則の前提が崩れた。今回の一連の出来事が生じた背景を考えてみたい。国公立の美術館の運営に当たる「芸術家」側と、その運営を資金面で支えてきた国や地方公共団体という「行政」側との間では、長年培われてきた「金は出すけれど、口は出さない」という良き慣行（「アームズ・レングスの原則」）がある（「あいちトリエンナーレのあり方検討委員会」による「今後の『あいちトリエンナーレ』の運営体制について（第一次提言）38頁）。これについて今回の一連の出来事は、そうした慣行が成り立つための重要な前提が崩れたことにあると思われる。そもそもこの慣行は、表現の自由という大切な価値観を共有し、芸術家と行政が相互に信頼の下に行動することで成り立っているものと考えられる。その前提として、行政側は、資金を出す側ではあっても、展示内容にいちいち口を出すことは控え、芸術家側はその期待に応じて展示を成功させるために、芸術監督の権限やキュレーションを通じて、観客が著しい嫌悪感を抱くような展示、一方的な政治的プロパガンダその他あまりに政治的な展示、刑法に抵触するほどの性的な展示等を控えたり、あるいはその展示方法を工夫したりして、その展示が一般観客に与える不快感や衝撃を調整するような自律的な配慮がなされてきたことは事実であったと考えられる。ところが、今回のあいちトリエンナーレでは、芸術監督に必ずしもアート専門の人ではない別分野のジャーナリストの立場の方が就き、かつその芸術監督を支える事務局やキュレーターなどの体制も極めて不十分であったことから、特に「表現の不自由展・その後」では、上記の芸術家側と行政との良き慣行を踏まえた慎重な検討が行われた形跡がないままに展示内容と展示方式の選択が行われたように見受けられる（県委員会報告書11頁～18頁）。この点、県委員会報告書は、これは問題であったとして、「芸術監督は以下の諸点において学芸業務の最高責任者としてふさわしくない行動や言動、情報発信を行った」と諸々の点を挙げて指弾するが（同83頁～86頁）、私は、その当否を述べる立場にはない。しかしながら、単に芸術監督一人に今回の事態の責任を負わせるのは、公平に欠ける感がある。本件はそれだけでなく、そうした芸術監督を支えるキュレーターの人材不足等の実行委員会の事務局等の体制の不十分さもまた、今回の事態の発生とその深刻化を招いた大きな要因ではないかと考える次第である。とりわけ、展示内容につき混乱を懸念した芸術監督、事務局等が事前に管轄警察署に相談した段階（昨年5月）で（県委員会報告書34頁）、ある程度は今回の事態を想定していたわけであるから、実行委員会会長としては、本件を危機管理の問題として捉え、必要な対応をすべきであったにもかかわらず、そうした強い危機意識を持たずに単に普通の芸術展の延長のように捉えて、漫然と展示準備を進めて行って展示の本番を迎えたところに、今回の一連の出来事の大きな原因が有るように思われる。（2）表現の自由が脅迫に屈するという「悪例」を作った背景。いったん展示を始めた以上は、最後まで展示を続けるのがあり得べき姿であるにもかかわらず、それを脅迫等により安全を確保する必要性が生じたという理由で展示を中止するというのは、これこそ、表現の自由が脅迫に屈するという誠に遺憾な「悪例」を作ったと評さざるを得ない。更に言えば、そういう事態を招きかねないという直接の関係者の危惧があったにもかかわらず、展示内容の再検討又は展示方法につき何ら工夫を講ずることもなく（県委員会報告書15頁の10も同旨）、危機管理上

の十分な対策を採らずにそのまま漫然と元々のプラン通りの展示を行ったという点に、そもそもの根源的な問題があったのではないかと考える。

山本座長 ありがとうございます。私は最初ですね、「アームズ・レングスの原則」とか「金は出すけど行政は口は出さない」というような話を聞いて、これはなかなか良いことを言うなと思ったのですが、ふと考えてみると、この原則が成り立つのはやはり一定の慣行があるからだろうと、それは、一言で言うとお互い無理をしないという紳士的な慣行ですね。例えば、行政の方は展示内容にいちいち口を出さないと、それは表現の自由が大事だということだけれども、反面、芸術家側の方も芸術監督の権限、あるいはキュレーションを通じて、観客が著しい嫌悪感を抱くような展示とか、あるいは例えば刑法に抵触するほどの公序良俗に反する性的な展示とか、そういったものを控えてきたという、あるいは展示方法を工夫してきたというのがあると思うのですが、この場合、どうもこの経緯を見ていると、そういうこともあまりないままに突然そういうものが目の前に出されたというところに、いわば紳士的な慣行というものが崩れた要因があると思うのです。それが、背景だと思います。そういうことで、これで各委員の個別意見をお配りしたわけですが、これまで3回この委員会を開きまして、本当言うところです、4回、5回と続けて一定の結論に達したい、一致したいというところはあったんですけども、申し訳ないですけども3回という制約がありまして、こういう報告書になったんですけども、同時に皆さま方の個別意見ということで、各お考えを記録として残したいというふうに考えてこういう趣旨になったわけです。それでは、これで事務局の方に議事をお返しします。

事務局 長時間にわたるご議論いただきまして本当にありがとうございます。なお、座長、委員の皆さま方、12月の第1回から数えまして本日の3回まで本検証委員会に関わる大変熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員会の合間には、各委員さまに様々なご意見を個別にもいただき、また個別意見につきましても、非常に重要なご意見を執筆していただくなど、大変、多大なるご協力をいただきました。また、本日にしましては、とりわけ年度末に加えて、新型コロナウイルスの影響で皆さまご心労も多い中、名古屋まで足をお運びいただきましたことも、重ねてお礼を申し上げます。本日おまとめいただきました報告書の内容を踏まえまして、今後名古屋市の対応をしっかりと決めてまいりたいと考えています。それでは、最後に河村市長より一言ご挨拶を申し上げます。

河村市長 それでは、ありがとうございます。3回でございますが、よく名古屋までお運びいただきましてありがとうございます。たまたま、ここは金山の高いところですから、名古屋の北部ですけど、向こうに市民の顔は見えませんが見えておまして、名古屋市民というか、名古屋市の主催というか、愛知県も主催というか、みんなでやっていることでございますし、市民の膨大な税金がここにたぎ込まれるということでございまして、やっぱり皆さんの大方納得いくというか、そういう仕事をするのが、私共の仕事でございますから、貴重で大変丁寧なご議論いただきましてありがとうございます。皆さんの意見を踏まえまして、名古屋市としてどうしていくかということを決定的にしたいと思います。一応3回のこれで終わりますけど、また名古屋城の木造天守閣もできますので、また名古屋までお運びいただくと大変ありがたいなと思います。本当に長い間ありがとうございます。

事務局 以上を持ちまして、あいちトリエンナーレ名古屋あり方・負担金検証委員会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。